

令和5年千葉市教育委員会会議
第4回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和5年千葉市教育委員会会議第4回定例会会議録

日時 令和5年4月19日(水)

午後2時00分開会

午後2時39分閉会

場所 教育委員会室

出席委員	教	育	長	鶴岡	克彦
	委		員	小西	朱見
	委		員	藤川	大祐
	委		員	竹田	賢
	委		員	高津	乙郎
	委		員	大山	尋美

出席職員	教	育	次	長	秋幡	浩明	学事課統括管理主事	小林	公人	
	教	育	総	務	部	長	香取	徹哉	八斗	孝之
	学	校	教	育	部	長	川名	正雄	保田	裕介
	生	涯	学	習	部	長	齋木	久美子	酒井	隆夫
	<small>学校教育部参事(教育改革推進課長事務取扱)</small>						伊藤	淳	細川	義文
	中	央	図	書	館	長	佐久間	仁央	小谷	泰也
	総	務	課	長	山田	利雄	生涯学習振興課長	内海	豊	
	企	画	課	長	補	佐	塚田	隼人	君塚	常行
	教	育	職	員	課	長	吉田	悦子	中村	孝幸
	教	育	給	与	課	長	松永	信隆	稲毛	秀昭
	学	校	施	設	課	長	堀	明德	総務課総括主幹	松木ゆうき

書	記	総	務	課	総	務	班	主	査	猪飼	恭平	総	務	課	主	任	主	事	中	台	陽	一	郎
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 1 開会
教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全員の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
鶴岡教育長より小西委員を指名
- 4 会期の決定
令和5年4月19日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和5年第2回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
報告第1号から報告第3号までを非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 令和5年4月1日付け教職員の人事の概要について
吉田教育職員課長より報告があった。
報告事項(2) 令和4年度末における市立高等学校の進路状況について
中村千葉高等学校長及び工藤稲毛高等学校長より報告があった。
 - (2) 臨時代理報告
報告第1号 職員の処分について
吉田教育職員課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
報告第2号 職員の処分について
吉田教育職員課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
報告第3号 職員の処分について
吉田教育職員課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
 - (4) 発言の要旨
報告事項(1) 令和5年4月1日付け教職員の人事の概要について
鶴岡教育長 報告事項(1)「令和5年4月1日付け教職員の人事の概要について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 報告事項(1)「令和5年4月1日付け教職員の人事の概要」
につきまして、ご報告します。

議案書1ページをご覧ください。

管理職人事につきましては、3月3日の教育委員会会議第1回臨時会で議決いただきました。3月15日に各学校に内示を行い、30日に辞令交付を実施、4月1日に異動者がそれぞれの異動先に着任しました。

各学校では新年度の体制になったところですが、改めて人事の概要についてご説明します。

まず、「1 異動総数について」ですが、小・中・特別支援・高等学校合わせて1,106人、昨年度より72人減となっております。

次に、「2 新規採用者数」ですが、小学校67人、中学校34人、特別支援学校11人、市立高校4人の計116人で、昨年度より17人増加しております。その他に養護教諭5人、事務職員6人、栄養職員3人、合わせて14人を新たに採用しました。これにより、平成24年度以降、今年度までの10年間におきまして、教諭数の合計で1,617人の新規採用教職員を採用したこととなります。

次に、「3 管理職の登用」ですが、校長の新規登用数は29人、副校長の新規登用数は0人、教頭の新規登用数は35人で、昨年度より校長は6人減、教頭も6人減となっているところです。

次に、「4 再任用の配置」ですが、本年度は小学校11人、中学校7人、計18人の校長を採用したところです。

次に、「5 女性管理職数」ですが、校長55人、教頭45人の計100人となり、昨年度より2人増加となっております。

次に、「6 女性管理職の割合」ですが、本年度は29.4%となり、昨年度に比べ0.7ポイント増加となっております。

以上でございます。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

このところ、いわゆる教員不足ということが問題になっていまして、すけれども、現時点で専任あるいは非常勤の方全部含めて、不足が生じているような状況というのはあるのでしょうか。

吉田教育職員課長 現時点で、定数に関しましては、全て補充という形で、未配置はありません。

藤川委員 分かりました。ありがとうございます。

報告事項(2) 令和4年度末における市立高等学校の進路状況について

鶴岡教育長 報告事項(2)「令和4年度末における市立高等学校の進路状況について」、千葉高等学校長及び稲毛高等学校長、順に説明をお願いします。

中村千葉高等学校長 本校の学年構成ですが、普通科7クラス、280人、理数科1クラス、40人、計8クラス、320人が定員となっております。

それでは、令和4年度末における千葉高校の進路状況についてご報告させていただきます。

議案書3ページ、令和4年度千葉市立千葉高等学校進路概要をご覧ください。

最初に、「卒業生数」及び「進路決定状況」についてご説明します。資料の左側一番下の参考と書かれているところをご覧ください。

令和4年度卒業生は、普通科277人、理数科38人、合計315人で、そのうち男子が160人、内訳としましては、普通科が138人、理数科が22人となっております。女子が155人、内訳は普通科が139人、理数科が16人となっております。

続いて、資料右側の一番下、「進路決定状況」をご覧ください。

進学先としまして、大学文系が134人、理系が146人、合わせて大学進学が280人、浪人・未決定者につきましては35人でした。進路決定率は88.9%となり、前年度は75.5%でしたので、13.4ポイントの大幅増となっております。なお、令和元年度が79.1%、令和2年度が78.7%に対し、約10ポイント増となっており、現役志向が高くなっている傾向があると考えております。

次に、大学合格者数についてご報告します。資料左側、一番上の表をご覧ください。

最初に、国公立大学ですが、4年度の合格者数は、現役が78人、浪人が13人、計91人でした。北海道大学、東北大学、東京工業大学などに合格しており、千葉大学は現役が43人、浪人が2人の計45人となっており、近年で最も多い結果となっております。

次に、私立大学ですが、私立大学は国公立大学と違い、一人で複数の合格を得ることが出来ますので、合格者数につきましては

延べ数となっております。

表には、主な私立大学として、受験者数の多い9校を掲載しています。4年度の現役では、早稲田大学が45人、慶應義塾大学が11人、上智大学が13人、東京理科大学が46人、以下ご覧のとおりとなっております。昨年度と比べ9校全てで合格者数が増加しております。

次に、資料の右側をご覧ください。普通科・理数科それぞれの現役の大学合格者数を報告します。

国公立大学におきましては、普通科が66人と、昨年度より14人増加、理数科においては12人で、昨年度より2人減少となっております。なお、主な国公立大学、主な私立大学の合格者数につきましても、それぞれ記載しておりますが、昨年は例年に比べ千葉大学の合格者数も多くなっておりましたが、4年度につきましては、昨年度より2人さらに増えております。

次に、国公立大学の受験者数及び千葉大学の受験・合格状況についてご報告します。資料右下、「国公立大学受験者数」をご覧ください。

国公立全体で前期入試の受験者数は163人と、前年度より23人増となっております。5割以上の生徒が国公立大学を受験したこととなります。また、その中で千葉大学受験者が5割以上を占めておりまして、本校の多くの生徒が目標としていることが分かります。

資料左下に「千葉大学受験状況・合格状況」を掲載しておりますが、令和4年度につきましては、125人の現役生が受験しており、43人が合格、合格率は34.4%となり、前年度の38.7%に比べると若干下回った形となっております。

令和4年度におきましては、コロナ禍での受験ということもあり、従来は地方の難関大学を志望した生徒、受験生が多かったのですが、地元の首都圏にある千葉大学に志望を変更した影響で、結果として千葉大学の難易度が上がったとの見方がありますが、今年度についても同様の傾向が見られると考えております。

最後に4ページ、5ページをご覧ください。

「市立高等学校の進路状況について」と題しまして、大学及び学部別の合格状況について詳しくご報告しております。後ほどご確認いただければと思います。なお、資料の方は男女別には集計しておりませんが、例年、男子は理系志望、国公立志望が女子に

比べるとやや高い傾向があります。

次に、今回の大学入試結果の特徴について触れさせていただきます。

現役生の国公立大学合格者につきましては、78人でした。平成25年度までは国公立大学の現役合格者数は40人程度で推移しておりましたが、平成26年度以降は50人を超える合格者が出ております。今年度も同様に、50人を超える結果となっております。

大学入試におきましては、知識だけでなく、より思考力が問われるようになってきております。加えて、今後ますます英語力の向上が求められておりますが、現在は、本校において2年生の英語表現の授業を少人数授業で展開しており、英語4技能の育成に向けて努めております。

国際的に活躍できる科学技術人材に必要な能力を育成することを目指し、これまで様々な取組みを行って参りました。特に、近年におきましては、教科横断型の授業、本校ではクロスカリキュラムと言っておりますが、こちらの開発に全校体制で取り組んでおり、こうした不断の努力が生徒の学力向上につながっているのではないかと考えております。

この度、千葉市教育委員会のご指導の下、本校にとって2回目の指定となるスーパーサイエンスハイスクールの科学技術人材育成重点枠の指定を、令和5年度から令和8年度までの4年間、受けることになりました。あわせて、昨年度から第IV期の基礎枠の5年間の指定を受けておまして、SSH事業の取組の推進と成果の普及・展開により一層努めて参りたいと考えております。引き続きご高配賜りたくお願い申し上げます。

以上で千葉高校の説明を終わりにします。

工藤稲毛高等学校長 令和4年度稲毛高校の進路状況につきまして、ご説明します。

稲毛高校は、1学年当たり普通科が7クラス、280人、国際教養科が1クラス、40人の8クラス、320人の構成になっております。普通科7クラスのうち、2クラスは附属中からの内進生、5クラスは高校からの外進生です。

議案書6ページ右下、「進路決定状況」をご覧ください。

今年の春の卒業生は合計309人で、これには附属中学校の11期生、74人が含まれています。このうち、浪人・未定の31人を除く278人の進路が決定し、進路決定率は90.0%

でした。前年度が89.8%でしたので、約0.2ポイント高くなっております。

進路決定状況の内訳は、大学（文系）については198人、64.1%、理系が74人、24.0%、海外の大学3人、短大1人、専門学校1人です。就職は、国税庁に1人となっております。

次に、大学の合格状況ですが、同じ資料の一番上、「大学入試合格者数(3年間の推移)」と見出しがあるものをご覧ください。

左上の国公立大学の合格者数、現役・浪人合わせて50人、うち現役は42人という結果でした。昨年度の現役に比べ3人増加しております。

続きまして、大学ごとの実績としまして、現役における国公立大学の合格者42人のうち、東京大学に1人、一橋大学に2人、東京外語大学に2人、千葉大学には医学部1人を含め23人が合格するなどしており、大変健闘したものと思っております。

その次にある私立大学ですが、早稲田大学に33人、慶應義塾大学に8人、上智大学は昨年21人からおよそ倍に増え44人に増加しました。いわゆるMARCHですが、現役合格者が316人で、昨年度の314人から2人の微増となっております。その他詳細につきましては、7ページ、8ページをご覧ください。

全体の傾向としまして、本校に入学する生徒のレベルは高いものとなっております。しっかりと進路ニーズに応じていきたいと考えており、その一環としまして、昨年度は定期テストの実施方法を見直すなどして、さらに授業時間を増やしております。

大学の入試問題は、ますます知識の活用や応用力を問う問題が目立ってきております。大学入学共通テストでもその傾向が顕著になっており、時間内に多くの資料を読み解く読解力や情報処理力が不可欠であり、これらは、生徒が将来社会で活躍するに当たって求められる力でもあることから、新しい学習指導要領の下で計画的に力をつけていく必要があります。教材研究を尽くし、主体的・対話的で深い学びの授業を実践し、引き続き生徒の力を育成して参りたいと思っております。

最後となりますが、様々ご指導、ご助言をいただいている稲毛国際中等教育学校ですが、昨年4月に開校し、今年度4月、2期生が入学して参りました。6年間で計画的にグローバル・リーダーとして必要な資質の育成を目指した教育課程での学習が始

まっております。今年度は、本日、カナダのハンズワース・セカ
ンダリー・スクールの生徒を受け入れるなど、海外からの生徒の
受入れや本校生徒の海外研修等、昨年度まで中止としていた行事
も行い、国際交流も実施して参ります。引き続きご指導をよろし
くお願いします。

以上で説明を終わります。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

鶴岡教育長 以上で、公開審議案件に係る審議は終了しました。

委員の皆さん、ここまでで、その他としてご意見、ご質問等、
何かございますか。

鶴岡教育長 次に、報告第1号に係る審議に移りますが、以降の審議につ
きましては非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いし
ます。

また、あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員も退出
をお願いします。

(傍聴人、あらかじめ指定した者以外の事務局職員、退出)

報告第1号及び報告第2号 職員の処分について

鶴岡教育長 審議を再開します。

次に、教育委員会が教育長をして臨時に代理させ、処理した事
項に係る報告をお願いします。

報告第1号及び報告第2号につきましては、関連があるため、
一括して説明を行った後、審議することとします。

報告第1号「職員の処分について」及び報告第2号「職員の処
分について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 報告第1号及び第2号「職員の処分について」、ご説明します。
議案書(2)の1ページ、3ページとなります。

令和5年3月24日に職員の処分を決定しましたので、ご報
告します。

職員の処分につきましては、本来、千葉市教育委員会規則第8
条第4号の規定に基づき、議案としてご審議いただく案件ですが、
同規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処
理を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告を行う
ものです。

まず、報告第1号についてです。資料の1ページとなります。

被処分者は、千葉市立●●高等学校 校長 ●● ●●です。

被処分者は、管理監督者として部下職員の指導監督を適正に行うべき職務上の義務を負うところ、管理監督する部下職員が採点ミスをするのを防ぐことができず、これにより市民の本市教育行政への信用を失墜させたものです。

このことは、地方公務員法第29条第1項第2号に規定する懲戒事由に該当するものと認め、戒告処分とし、令和5年3月24日に処分発令しました。

続きまして、3ページ、報告第2号についてです。

被処分者は、千葉市立●●高等学校 校長 ●● ●●です。

被処分者は、報告第1号と同様に、管理監督者として部下職員の指導監督を適正に行うべき職務上の義務を負うところ、管理監督する部下職員が採点ミスをするのを防ぐことができず、これにより市民の本市教育行政への信用を失墜したものです。

このことは、地方公務員法第29条第1項第2号に規定する懲戒事由に該当するものと認め、戒告処分とし、令和5年3月24日付けで処分発令しました。

以上でございます。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

この度の採点ミスの問題というのは、県立学校においても多数発生してしまっていて、個人の不注意等によるものというよりは、採点の在り方の、仕組みの問題であろうと考えられます。

現時点で構わないのですが、原因究明であるとか再発防止策の策定について、どのようになっているのか、お聞かせください。

吉田教育職員課長 現在、市立稲毛高校につきましては、ダブルチェックの体制で、市立千葉高校については、トリプルチェック、3人体制で採点を行っていましたが、採点ミスが起こってしまったということで、もう一度採点方法について見直しを行いたいと思います。本件につきましては、県教委に、本市としての報告をしまして、県教委共々、再発防止について検討して参りたいと思います。

本市としては、マークシート方式で採点ができないのか、併せて、採点のソフトを使って採点することができないのか等々について、県教委と協議をさせて頂き、本市だけではなく、県教委共々、採点方法の見直しを行い、再発防止について話し合っ参りたい

と思います。

藤川委員 ありがとうございます。

教員の方々に負担を強いるだけでは適切な問題解決にはつながらないと思いますので、ぜひ今おっしゃっていただいたことも含めて、仕組みを改めるということで改善を図っていただくこと、県教委とも協議していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

吉田教育職員課長 はい、分かりました。

報告第3号 職員の処分について

鶴岡教育長 報告第3号「職員の処分について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 資料の5ページになります。

令和5年3月24日に職員の処分を決定しましたので、ご報告します。

職員の処分につきましては、本来、千葉市教育委員会規則第8条第4号の規定に基づき、議案としてご審議いただく案件ではありますが、同規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告を行うものです。

なお、4級以下の職員の処分につきましては、同規則第12条第1項第1号の規定に基づき、教育長の専決事項とされておりますが、参考としてご報告させていただくものとなります。

続きまして、事案の概要です。

管理監督者である千葉市立●●小学校 校長 ●●●●についてです。

被処分者は、管理監督者として部下職員の指導監督を適正に行うべき職務上の義務を負うところ、学校外に発出する重要な文書等に関して、決裁を経た上で発出するといった基本的な体制が徹底されていない等、管理監督する部下職員が誤った内容の文書を発出することを防ぐことができず、本件学校の児童の保護者に精神的な苦痛を与えました。これにより、本市の教育行政への信用を失墜したものです。

このことは、地方公務員法第29条第1項第2号に規定する懲戒事由に該当するものと認め、戒告処分とし、令和5年3月24日に処分発令しました。

なお、当事者の養護教諭（講師）●● ●●につきましては、健康診断の結果が記載された文書を切り貼りするとともに、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師執務記録簿を改ざんした等から、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する懲戒事由に該当するものと認め、停職1月とし、令和5年3月24日に処分発令をしたものです。

以上でございます。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

大山委員 ご説明ありがとうございます。

新年度になりましたので、養護教諭も他の方が入っていると思うのですが、この学校だけではなく、全体的に養護教諭は1校1名の学校が多いので、このようなことがないための再発防止をどのように考えているのかお願いします。

吉田教育職員課長 再発防止につきましては、文書の適切な扱いについて、コンプライアンス通信を発出し、今後、教育長名で文書を発出する方向で考えております。

養護教諭だけではなく、学校の教職員全員が公文書を扱うこととなりますので、もう一度しっかり注意喚起を図って参りたいと考えております。

竹田委員 健康診断の結果の改ざんということですがけれども、対象児童は1人だけですか。

吉田教育職員課長 はい。

竹田委員 他の子どもたちに影響はないわけですね。

吉田教育職員課長 はい。

竹田委員 この養護教諭の方は停職1月ということは、1か月後からまた今のところに勤務されるのでしょうか。その辺りは、ご本人はどう考えておられるのか教えていただければと思います。

吉田教育職員課長 この講師は任期付職員でして、任期は3月31日までとなっておりますので、4月1日以降の勤務はありません。

4月1日以降につきましては、産休を取得していた養護教諭が復職し、勤務しております。

藤川委員 今の件にも関わりますが、この方は産休あるいは育休の代替の講師の方かと思うのですが、勤務が始まったのはいつなのかということと、それから、講師の方が勤務されるにあたって、一人職であろう養護教諭について、コンプライアンス等については、何らかの研修等があったのかどうかということにつ

いてお聞かせください。

吉田教育職員課長 この講師は、勤務年数は8年で、ベテランの部類に入っているところでは。

藤川委員がおっしゃったとおり、やはり一人一職の講師のフォローにつきましては、私達も今回の案件を受けまして、非常に重要だと認識しているところですので、8月に講師対象のコンプライアンス研修を実施する際に、必ずこちらのほうも指導していくというような体制を取るとともに、近隣の養護教諭等をお願いをして講師のフォロー体制についても、今後しっかりやっていくように、養護教諭部会と話し合っているところです。

藤川委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

9 その他

第4回定例会は、5月26日 金曜日 午後4時15分からとした。

10 閉会

鶴岡教育長より閉会を宣言